

漁港、漁場、漁村等の復旧

【30,838百万円】

対策のポイント

- ・漁港、集落環境、漁船、漁場等の水産関係施設の被災状況を調査します。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策を実施します。

<背景/課題>

- ・壊滅的な被害を受けた地域の水産業の復旧規模や手順等を検討するため、被災市町村等に代わり、水産関係施設や周辺漁場の被害状況を把握する必要があります。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港等を復旧し、水産物供給機能の回復等を図るため、漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要となっています。
- ・壊滅的な被害を受けた漁業集落整備のための事業計画を策定するとともに、流通拠点漁港において、漁港機能の回復を速やかに図る必要があります。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 水産関係施設等被害状況調査事業 348百万円
漁港等の水産関係施設の破損状況や周辺漁場等の海底の被害状況を把握します。
委託費
事業実施主体：民間団体等
2. 漁港関係等災害復旧事業（公共）
 - (1) 漁港施設等災害復旧事業 24,606百万円
地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。
 - (2) 漁港施設等災害関連事業 376百万円
漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。
国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村等
3. 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共） 5,508百万円
漁港施設・海岸保全施設等の被災原因、設計条件見直しにかかる調査、漁業集落整備のための事業計画策定にかかる調査を実施するとともに、流通拠点漁港において、災害復旧と連携して用地等の嵩上げ、排水対策等漁港機能回復を図るための整備を実施します。
国費率：10/10、1/2
事業実施主体：国、都道府県、市町村、民間団体等

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

お問い合わせ先：

- | | | | |
|---|------|----------|--------------------|
| { | 1の事業 | 水産庁計画課 | (03-3506-7897 (直)) |
| | 2の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-3502-5638 (直)) |
| | 3の事業 | 水産庁計画課 | (03-3502-8491 (直)) |

共同利用漁船等復旧支援対策事業

【27,379百万円】

対策のポイント

被災した漁船・定置網の漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・この中で、漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けており、また、地域の基幹漁業である定置網も壊滅状態にあり、早急に復旧することが必要となっています。

政策目標

漁船建造、定置網再建による早急な漁業生産活動の再開・継続

<主な内容>

1. 共同利用小型漁船建造事業

7,569百万円

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が組合員の共同利用に供するために建造する小型漁船建造費を補助します。

補助率：国1/3
都道府県1/3以上
事業実施主体：漁業協同組合

2. 共同利用漁船等復旧支援対策事業

19,810百万円

1の事業でカバーされない地域、漁協自営等での漁船や定置網の漁具について、漁業協同組合等が策定する共同計画に基づく導入費を補助します。

補助率：国1/2（運営費）
都道府県1/2以上
国1/3以内（事業費）
都道府県1/3以上
事業実施主体：漁業協同組合等

（お問い合わせ先：水産庁沿岸沖合課（03-6744-2393（直））

養殖施設復旧支援対策事業

【26,665百万円】

対策のポイント

- ・東北地方太平洋沖地震により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について支援を行います。
- ・さけ・ます種苗生産施設において、平成24年春の種苗放流が可能となるように、種苗生産体制の整備を緊急に支援します。

<背景/課題>

- ・東北地方太平洋沖地震による津波等の災害により、三陸地方を中心に多くの太平洋沿岸地域の養殖施設に甚大な被害が発生しており、早急な復旧を図る必要があります。
- ・さけ・ます種苗生産施設においては、壊滅的な被害を受け種苗放流が困難となっています。このため、平成24年春の種苗放流に向けた種苗生産のための、緊急対策を講じる必要があります。

政策目標

- 激甚災害法に基づく、被害を受けた養殖施設の早急な復旧。
- さけ・ます種苗の生産及び放流体制の早急な回復。

<主な内容>

1. 養殖施設災害復旧事業

23,965百万円

激甚災害法に基づき、都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の補助を行います。

（補助率：9/10以内
事業実施主体：漁業者等）

2. さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

2,700百万円

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を実施します。

（補助率：2/3以内
事業実施主体：漁業者等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁裁培養殖課 (03-6744-2383 (直))
- 2の事業 水産庁裁培養殖課 (03-3502-8489 (直))

水産業共同利用施設復旧支援事業

【1, 815百万円】

対策のポイント

被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の原形復旧や機能復旧に必要な不可欠な機器等の整備を支援します。

<背景/課題>

- 被災地域において、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた市場、冷凍・冷蔵庫、加工場などの共同利用施設が壊滅的な被害を受けました。
- 被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するための支援対策を緊急に講じる必要があります。

政策目標

被災した水産業共同利用施設を早期に復旧することで、国民への水産物の安定供給を実現

<主な内容>

1. 水産業共同利用施設復旧支援事業 1, 815百万円
被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設（市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費を支援します。

（ 補助率：2/3、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（経営局計上分）

7, 565百万円の内数

激甚災害法に基づき、被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧に要する経費を支援します。

（ 補助率：9/10、4/10以内等
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁加工流通課 (03-6744-2349 (直))
2の事業 経営局経営政策課 (03-3502-6442 (直))

漁場復旧対策支援事業

【12,286百万円】

対策のポイント

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東北地方太平洋沖地震により壊滅的な打撃を受けた漁業を再生するためには、家屋等の堆積物等で機能が低下した漁場を早期に復旧させることが不可欠かつ緊急的な課題となっています。

政策目標

瓦礫の撤去等による漁場の再生

<主な内容>

- ・漁場機能や生産力の回復に必要な漂流・漂着・堆積物等の回収処理等に必要な以下の事業を実施します。

1. 漁場復旧対策支援事業

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

(1) 漁場生産力回復支援事業

9,296百万円

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るための漁業者グループが行う漂流物の回収などの取組を支援します（漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日（15トン未満の場合）を支給。）。

〔 補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 〕

(2) 漁場漂流物回収処理事業

735百万円

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の回収処理を行います。

〔 補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 〕

(3) 漁場堆積物除去事業

2,255百万円

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の回収処理を行うことにより低下・喪失した漁場の機能を再生・回復させます。

〔 補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：水産庁漁場資源課 （03-3502-8486（直）） 〕

漁船保険・漁業共済支払への対応

【93,933百万円】

【[所要額]104,757百万円】

対策のポイント

- ・東日本大震災により発生する漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払いに充てるための特別会計への繰入れを措置します。
- ・被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払い財源を補助します。

<背景/課題>

- ・今回の地震・津波により漁船、養殖施設等が甚大な被害を受けており、現時点での被害状況は不明であるものの、これまでに類のない異常な大災害であり、被災漁船に対する保険金、特定養殖共済等に係る共済金の支払いが多額となることが予想されます。
- ・このような事態に対処して、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金等の支払いに不足する財源を一般会計から繰り入れ、被災漁業者に対して迅速にかつ確実に保険金・共済金の支払が行えるようにする必要があります。
- ・また、円滑かつ確実な漁船保険事業及び漁業共済事業の実施体制を確保し、被災漁業者に対して保険金・共済金の早期支払を行うため、保険金・共済金の支払いに不足する財源を緊急に補助する必要があります。

政策目標

被災漁業者に対する早急な保険金・共済金の支払

<主な内容>

1. 漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

85,972百万円

(所要額)96,796百万円

漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定において、東日本大震災により発生する再保険金及び保険金の支払い財源の不足に充てるための財政支出をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入

補助率：定額

事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

2. 漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

7,961百万円

漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払いに関し、準備金を超過した場合において、その超過部分についての財源支援等を行う漁船保険中央会及び全国漁業共済組合連合会に対して、国庫補助を行います。

補助率：定額

事業実施主体：漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会

〔お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官（03-6744-2355（直））〕

漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資の推進 【22,337百万円】

対策のポイント

被災漁業者や漁協等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化及び代位弁済経費等へ助成します。

<背景/課題>

- 東日本大震災により、漁船等の漁業生産の基盤や、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じています。
このため、被災した漁業者・漁協等の復旧資金を円滑に融通することが必要です。

政策目標

東日本大震災における漁業者・漁協等の復旧に当面必要な融資資金690億円の融通の円滑化（公庫資金融資枠60億円+民間資金保証枠630億円）

<主な内容>

- 1. 漁業関係資金無利子化事業** 385百万円
被災漁業者を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。
融資枠：380億円（うち公庫資金60億円、近代化資金320億円）
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
- 2. 漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業** 2,200百万円
1の事業で無利子化する公庫資金の無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。
補助率：定額
事業実施主体：日本政策金融公庫
- 3. 漁業者等緊急保証対策事業** 4,785百万円
漁船建造資金や漁協の復旧資金等に対して、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。
保証枠：630億円（漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象）
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 4. 保証保険資金等緊急支援事業** 14,530百万円
急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費等へ助成します。
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 5. 漁協経営再建緊急支援事業** 437百万円
被災漁協等が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。
融資枠：150億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-3502-8418（直）））

漁業者・漁協等の復旧等のための金融支援について

公庫資金及び漁業近代化資金で530億円の實質無利子化措置、690億円の無担保・無保証人化措置等により、漁業者・漁協等の復旧等

公庫資金	資金名		融資枠	保証枠	實質無利子化	無担保・無保証人化	対象者	資金用途	講じる措置の概要
	緊急運転 (中長期)	セーフティネット資金							
		農林漁業施設資金 (災害復旧)	60億円	-	○	○	漁業者等	施設等(漁船を含む。以下同じ。)の修理	一定期間無利子 無担保・無保証人貸付
		漁船資金等					漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	

民間資金	漁業近代化資金		630億円	○	○	漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	一定期間無利子 無担保・無保証人貸付
	緊急運転、 施設復旧等	一般事業資金						
	漁協経営再建資金	漁協経営再建資金						
		漁業近代化資金	320億円	○	○	漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	無担保・無保証人貸付
		一般事業資金	-	-	○	中小漁業者等	施設等資金、 長期、短期、 借換資金	
		漁協経営再建資金	150億円	○	○	漁協等	施設等資金、 運転資金、 借換資金	全期間無利子(最長15年) 無担保・無保証人貸付